岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和2年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(平成11年岩手県条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)
[略]		[略]
35の5 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52 [[略]	35の5 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52 [略]
号。以下この項において「省令」という。) に基づく次に		号。以下この項において「省令」という。) に基づく次に
掲げる事務		掲げる事務
(1) [略]		(1) [略]
(2) 省令第77条第2項ただし書の特定施設の使用の休止		(2) 省令第77条第3項の特定施設の使用の休止の届出の
の届出の受理		受理
(3) 省令第77条第6項の保安検査証の交付		(3) 省令 <u>第77条第7項</u> の保安検査証の交付
35の6 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53 [[略]	35の6 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53 [略]
号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に		号。以下この項において「省令」という。) に基づく次に
掲げる事務		掲げる事務
(1) [略]		(1) [略]
(2) 省令 <u>第79条第2項ただし書</u> の特定施設の使用の休止		(2) 省令第79条第3項の特定施設の使用の休止の届出の
の届出の受理		受理
(3) 省令 <u>第79条第6項</u> の保安検査証の交付		(3) 省令 <u>第79条第7項</u> の保安検査証の交付
[略]		[略]
36の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関す [[略]	36の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関す [略]
る法律施行規則(以下この項において「省令」という。)		る法律施行規則(以下この項において「省令」という。)
に基づく次に掲げる事務		に基づく次に掲げる事務

(1) [略] (2) 省令 <u>第81条第4項</u> の充てん設備保安検査証の交付	(1) [略] (2) 省令 <u>第81条第5項</u> の充てん設備保全検査証の交付
(3) [略] [略]	(3) [略] [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。